

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- | |
|--------------|
| 1 一括質問一括答弁方式 |
| 2 一問一答方式 |

質問件名 「重大事態」への認識を改め、子ども中心のいじめ対応へ

質問要旨

本年 3 月定例会で行った一般質問に引き続き、学校でのいじめ対応について市に問う。

1. 市は、いじめ防止対策推進法にある重大事態への対処が、必ずしも子どものためにならないと捉えているように感じる。重大事態への対処について、どう捉えているか。
2. 本年 3 月定例会の答弁で、報告書作成や情報交換等に膨大な時間がかかり、いじめへの対応が遅れることもあるため、重大事態はケースによって判断するとあった。しかし、いじめ防止対策推進法にはそのような判断を下す余地の記述はない。判断によって重大事態にならないのはどういうケースか。
3. 重大事態という扱いがあることや、その内容について、当事者、保護者、校長も含めた教職員への周知はどう行っているか。
4. これまでに、市が重大事態として扱ったいじめの累計件数は。また、それぞれについて、時期、自殺等か不登校かの区別、重大事態としての扱い開始から最終的な市長報告までの期間は。
5. 重大事態の調査結果は公開されるか。非公開なら理由は。
6. これまで、要件を満たしながら、または専門家や有識者から重大事態として扱うよう助言を受けながら、重大事態として扱わなかった事例の件数は。
7. 6のように、専門家等から重要な助言が得られる会議の会議録を作成していない理由は。
8. 小平市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)や、小平市教育委員会いじめ問題対策委員会(以下「対策委員会」という。)の委員名簿を積極的に公開していない理由は。
9. 協議会や対策委員会の会議録は作成しているか。
10. 市のいじめ対策にあたる各組織(協議会、対策委員会、小平市いじめ問題調査委員会)の委員は、教育委員会や市長が選任するため、調査の公平中立性が客観的に担保されない重大な欠陥がある。多くの他市教育委員会と同様、職能団体の推薦による選任にすべきでは。
11. いじめ事案への対応フロー図をつくり、周知活用してはどうか。
12. 重大事態の最終的な検証結果と提言は、誰の責任において、どのような方法で教育行政に反映するか。
13. 本年 3 月定例会で、リソースの問題について、どうマンパワーを振り分けるか組織的な対応を図っている、とした対応の具体的内容は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 4 年 5 月 30 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【 】
